

# 山梨県公報

第二千五百六十一号

平成二十七年

十一月二十六日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始(三件)……………七四五

○道路の区域変更(二件)……………七四六

### 公告

○県政功績者……………七四六

○随意契約の相手方の決定について……………七四七

○平成二十七年毒物劇物取扱者試験の実施……………七四七

○指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(三件)……………七四八

○大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………七五一

○基本測量の終了……………七五二

○平成二十七年十一月十九日付第二千五百六十号中……………七五二

## 告示

### 山梨県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	河口湖精進	南都留郡富士河口湖町大石字湖	四八五・六	平成二十七年

線	中二五八五番一七七地先から南都留郡富士河口湖町大石字鐘撞戸一五二七番一地先まで	年十一月二十六日
---	---	----------

### 山梨県告示第三百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	金山大月線	大月市賑岡町浅利字サスビラ一〇七一番三地先から大月市賑岡町浅利字サスビラ一〇七〇番八地先まで	八・五	平成二十七年十一月二十六日

### 山梨県告示第四百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十七年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四二号	韮崎市藤井町北下條字宮木六一五番一地先から	一六八・五	平成二十七年十一月二

—— 韮崎市藤井町駒井字宮ノ前二六  
八九番地先まで ——  
十六日

山梨県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上野原あきる野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桐原字出口七三四三番三地从り 上野原市桐原字鷺合七三六三番地先まで	七・九〇	七・九〇	九・九	六三・三
	七・九〇	七・九〇	九・九	六三・三

山梨県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四一三号
- 三 道路の区域

公 告

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡道志村字栗指一四七七番一地从り 南都留郡道志村字月夜野官有無番地先まで	七・六〇	七・六〇	五・六	三、〇八一
	七・六〇	七・六〇	五・六	三、〇八一

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく平成二十七年県政功績者は、次のとおりである。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

個人

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	横内 正明	甲斐市長塚二百三十七番地
特別感謝状	伊藤 洋	中央市上三條百番地四十三
地方自治	天野 康則 麻川 泰次 小野 雄造 小侯 昭男 故 齊木 昌和	南都留郡忍野村内野三百八十五番地 北杜市高根町村山北割千四百七十五番地 甲府市湯田一丁目四番三号 大月市富浜町鳥沢八十三番地 西八代郡市川三郷町市川大門千六百八十九番地二 十六
	白木 昭一 仲亀 七郎	北都留郡丹波山村二千六百四十三番地 南巨摩郡南部町福士二万四千三十番地

産業	科学技術 教育文化	社会福祉 保健衛生
仲田 博司 萩原 馨 服部 光雄 早川 俊英 望月 廣喜 柳澤 暢幸 山口 經宣 渡邊 嘉男 中込 孝元 丸山 義朗 櫻井 洋 真田 幸子 辻二郎 山田 晃 浦田 勉 加藤 英雄 近藤 誠 千野 進 齊藤 基樹 小澤 郷夫 小澤 博 小林 輝男 三枝 攻 村松 初枝 柴田 勇 大森 剛仁 渡辺 政廣 浅川 護 齊藤 武士 坂本 悦子 佐野 茂 鶴田 美津枝 畑野 經夫 戸田 知 菊地原 英世 鈴木 孝子 林 正高	甲斐市島上条四百九十三番地一 中巨摩郡昭和町河西九百四十六番地一 上野原市コモアしおつ二丁目三十三番一号 南巨摩郡早川町早川千二十一番地 南巨摩郡身延町西嶋千三百八十二番地 甲斐市中央三丁目十番十五号 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺千三百五十二番地 富士吉田市旭二丁目十四番十五号 甲斐市太田町三十番十六号 甲斐市桜井町九百六番地 甲斐市大手一丁目四番三十六号 富士吉田市竜ヶ丘三丁目二番二十七号 甲斐市長塚百三十七番地四 甲斐市大袋千九百二十六番地二十四 中央市東花輪千九百九十九番地三十九 甲斐市朝日二丁目十番十七号 甲斐市住吉三丁目十六番二十九号 甲斐市朝氣一丁目一番二十二号 甲斐市和田町七百四番地五 韮崎市円野町上円井二千六十六番地 甲斐市上曾根町二千三百八十九番地 甲斐市上芦沢千三百三十九番地 笛吹市石和町松本七百三十九番地 西八代郡市川三郷町印沢二百七十三番地 大月市賑岡町岩殿三百二十四番地一 富士吉田市下吉田八百七十九番地 甲斐市緑が丘一丁目十八番七号 甲斐市中下条千一番地一 甲斐市大手一丁目四番五十五号 甲斐市高畑一丁目七番二号 甲斐市北新二丁目十四番三十三号 南アルプス市加賀美二千七百五十一番地一 茨城県水戸市内原町千六百八十四番地 甲斐市德行三丁目十四番二十七号 甲斐市丸の内三丁目九番十二号 南都留郡西桂町下暮地千六百二十二番地 甲斐市堀之内町八百七十四番地三	

<p>一 随意契約に係る役務の名称及び数量</p> <p>(一) 名称 行政情報ネットワーク等総合保守管理業務 数量 一式</p> <p>(二) 数量 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地</p> <p>(一) 名称 山梨県企画県民部情報政策課 所在地 山梨県甲斐市丸の内一丁目六番一号</p> <p>(二) 所在地 山梨県甲斐市丸の内一丁目六番一号</p> <p>三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年九月十八日</p> <p>四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(一) 名称 日本電気株式会社 住所 東京都港区芝五丁目七番一号</p> <p>(二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号</p> <p>五 契約金額 一億九千五百四万三千四百六十四円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>七 随意契約によることとした理由 別途発注したネットワーク工事に伴う関連業務の受注事業者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号該当)。</p> <p>● 平成二十七年年度毒物劇物取扱者試験の実施 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の規定により、平成二十七年年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。 平成二十七年十一月二十六日</p> <p>一 試験日時</p>	<p>● 随意契約の相手方の決定について</p> <p>次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。</p> <p>平成二十七年十一月二十六日</p> <p>山梨県知事 後 藤 齋</p>
---	---

深澤 仁 堀内 裕 山角 駿	甲斐市青沼一丁目十七番八号 富士吉田市下吉田七丁目三番十四号 甲斐市和田町三千三番地百四十四
----------------------	--

平成二十八年二月六日(土) 午前十時から正午まで  
 二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス  
 三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 受験資格  
 学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

- 1 筆記試験
  - (一) 毒物及び劇物に関する法規
  - (二) 基礎化学
  - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 2 実地試験

六 受験願書の提出方法  
 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

各保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

七 受験願書の受付期間  
 平成二十七年十二月二十一日(月) から平成二十八年一月八日(金)までの山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十七年十二月二十一日(月) から同月二十八日(月) までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

- 1 受験願書
- 2 住民票(本籍が記載されたものであって、発行日から六月以内のものに限る。)
- 3 写真(出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。)

九 受験手数料  
 一万五百円(受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、

消印はしないこと。)

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

十 合格者の発表

平成二十八年三月八日(火) 午前十時に県庁東側及び県内各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

十一 問い合わせ先

詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五―二三三―一四九一)に問い合わせること。

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町成島字大日向四一七八、字廣河原四〇三六、四〇三七	芦川清兵衛
南巨摩郡南部町成島字中草四二二五の一	白鳥喜代治、諏訪教夫、西島大次郎、志村甲子朗
南巨摩郡南部町内船字相ノ山一三四三〇、一三四三三、一三四三三の内一	木内源覚
南巨摩郡南部町内船字相ノ山一三四三三	石川恭、石川孝之、石川とみ、笠井嘉一郎、笠井さきさ、笠井廣教、木内新太郎、木内とも、木内のぶ、木内兵四郎、木内昌一、木内豊、四條顯晃、倭田長松

南巨摩郡南部町内船字白水一三二九五	木内久夫
南巨摩郡南部町内船字白水一三二九八	高橋洋子
南巨摩郡南部町内船字白水一三二九九から一三三〇一まで	佐藤正名

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十月二十三日農林水産省告示第二千三百八十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字樋口四五六四	佐野喜一
南巨摩郡身延町一色字樋口四五六六の二	佐野寿彦

南巨摩郡身延町釜額字小屋ノ沢六八四の二	赤池直
南巨摩郡身延町釜額字保山六三三の三	赤池清一
南巨摩郡身延町釜額字保山六三三の四	赤池宗信
南巨摩郡身延町岩欠字江路二八〇、二八一	渡辺一三三
南巨摩郡身延町岩欠字江路二八二、字左口四三二、四三二から四三五まで	渡辺泰匡
南巨摩郡身延町市之瀬字三ツ澤二二三一	伊藤喜作、小林彰、小林一吉、小林兼吉、小林金重、小林義一、小林競、小林堯義、小林孝太郎、小林榮、小林定治郎、小林幸前、小林重太郎、小林政一、小林孝喜、小林保、小林保正、小林直孝、小林實、小林至一、櫻田牛松、櫻田要、櫻田貫一、櫻田吉甫、櫻田潔、櫻田仙治、櫻田忠作、壁谷輝意、矢野勇、矢野治甫、山宮朝光、小林政次
南巨摩郡身延町上田原字入沢五六二	二宮六一
南巨摩郡身延町久保字中村二六〇の一	長田功利

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十月二十三日農林水産省告示第二千三百八十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字宮ノ脇一四〇四	無限責任共和村一色負債整理組合
南巨摩郡身延町一色字古宿一四八一、一四八九	古屋敏明
南巨摩郡身延町一色字古宿一四八二	無限責任共和村一色負債整理組合、古屋利江
南巨摩郡身延町一色字古宿一六〇二	古屋忠
南巨摩郡身延町一色字大子五一九五	依田かい子
南巨摩郡身延町一色字大子五一九六、五一九七、五一〇〇	依田敏雄
南巨摩郡身延町一色字大子五二一一、五二二六から五二一九まで	願光院

二 保安林として指定された目的

南巨摩郡身延町一色字大子五二二三	長田扶美子、長田照敏
南巨摩郡身延町釜額字草多二〇三一の二	赤池きく江、赤池公本、赤池十茂枝、赤池政弘、伊藤義量、伊藤久一、伊藤政則、伊藤宗晴、伊藤安清、伊藤義則、太田花子、斉藤信明、高木せき、田中弘、土橋清孝、土橋猛、土橋ます子、内藤孝夫、内藤つき、内藤次男、内藤美忠、望月をそ、山口千代松、渡辺王位、渡辺清十郎、渡辺正子、若狭勝元、若狭重雄、伊藤庄太郎、前島良子
南巨摩郡身延町三沢字塩貝八八八、八九一の四	村重咲子
南巨摩郡身延町三沢字大石五三三二、五三三四、五三五五	望月進
南巨摩郡身延町三沢字大石五三八五	桐戸齋
南巨摩郡身延町三沢字大石五三八三の二、五三八四	桐戸徹
南巨摩郡身延町常葉字出口三九八〇	堀内喜敏
南巨摩郡身延町常葉字出口四〇七一、四〇八一	堀内敬次郎
南巨摩郡身延町杉山字菅久保四八六	小林知則
南巨摩郡身延町切房木字瀧脇一五七六、字坊屋敷二八〇	龍泉寺
南巨摩郡身延町大磯小磯字中塚二二九二	伊藤本家

土砂の流出の防備  
三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施設要件変更の告示

平成二十七年十月二十三日農林水産省告示第二千三百八十七号

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年三月二十八日まで縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名  
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫

2 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 イオンモール甲府昭和

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理地内一街区

2 変更しようとする事項

変更事項

駐車場の位置及び収容台数

駐輪場の位置及び収容台数

来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前

位置 届出の図面のとおり  
収容台数 二千五百台

位置 届出の図面のとおり  
収容台数 五百台

一 平面駐車場  
1 位置 届出の図面のとおり  
2 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前四時まで

二 屋上駐車場

1 位置 届出の図面のとおり  
2 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前四時まで

三 別地駐車場(西)

1 位置 届出の図面のとおり  
2 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前四時まで

変更後

位置 届出の図面のとおり  
収容台数 二千五百台

位置 届出の図面のとおり  
収容台数 五百台

一 平面駐車場  
1 位置 届出の図面のとおり  
2 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前四時まで

二 屋上駐車場

1 位置 届出の図面のとおり  
2 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前四時まで

三 別地駐車場(西)

1 位置 届出の図面のとおり  
2 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前四時まで

四 別地駐車場①

1 位置 届出の図面のとおり  
2 利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十時まで

五 別地駐車場②

1 位置 届出の図面のとおり  
2 利用することができる時間帯 午前六時三十分

駐車場の自動車の 出入口の数及び位 置	数 十箇所 位置 届出の図面のとおり	数 十五箇所 位置 届出の図面のとおり
六 別地駐車場③ 1 位置 届出の図面のと おり 2 利用することができる 時間帯 午前六時三十分 から午後十時まで	七 別地駐車場④ 1 位置 届出の図面のと おり 2 利用することができる 時間帯 午前六時三十分 から午後十時まで	八 別地駐車場⑤ 1 位置 届出の図面のと おり 2 利用することができる 時間帯 午前六時三十分 から午後十時まで
九 別地駐車場⑥ 1 位置 届出の図面のと おり 2 利用することができる 時間帯 午前六時三十分 から午後十時まで		

- 3 変更する年月日  
平成二十八年七月十四日
- 三 届出年月日  
平成二十七年十一月十三日
- 四 縦覧場所  
山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

正 誤

● 基本測量の終了  
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。  
平成二十七年十一月二十六日  
山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）  
二 測量の地域 甲府市、笛吹市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町  
三 測量の期間 平成二十七年四月二十七日から平成二十七年十一月六日まで

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十七年十一月十九日（第二千五百六十号）山梨県告示第三百九十五号（道路の供用開始）

七四〇	下	七	七四〇 下 七	七四〇 下 七
同	同	七	七四〇 下 七	七四〇 下 七
同	同	七	七四〇 下 七	七四〇 下 七

峡南建設事務所峡北支所 中北建設事務所峡北支所  
平成二十六年十月三十日 平成二十七年十二月十七日